

みてみてみて！ わたしのかわいい マイバック♡

令和元年度 ポスター・標語コンテスト作品
(小学1年生から3年生の部) 長橋 穂乃花さん



清掃だより
133

令和2年3月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
☎042-551-1731



令和2年4月からのごみ・リサイクルカレンダーは届きましたか？

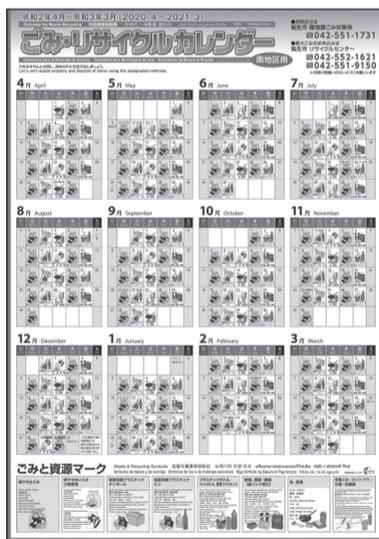
各家庭にごみ・リサイクルカレンダーを配布しています。まだお手元に届いていない方や、二世帯同居などで2部以上必要な方は、環境課ごみ対策係（☎551-1731）までご連絡ください。

また、共同住宅版カレンダー（ポスター）、英語版カレンダー、9か国語対応のごみと資源の分け方・出し方（英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語）も作成しております。

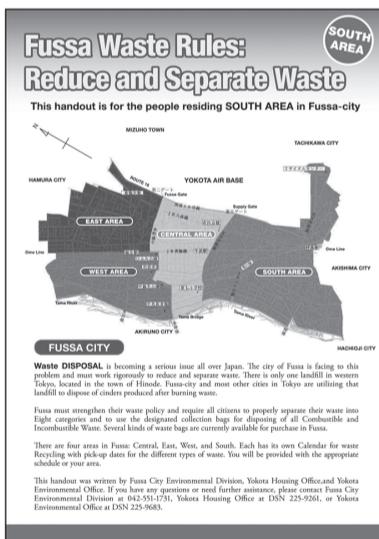
必要な方は、環境課ごみ対策係（市役所第二棟2階環境課窓口）までお越しください。



ごみ・リサイクルカレンダー
(南地区)



ごみ・リサイクルカレンダー
共同住宅版(南地区)



ごみ・リサイクルカレンダー
英語版(南地区)



ごみと資源の分け方・出し方
(ベトナム語・タガログ語・
ネパール語)

ごみの適正な分別排出をお願いします

福生市では年に1回、容器包装プラスチックの品質向上のための検査を受けています。検査には、汚れが付着したものや異物（特に火災やけがにつながる危険物）が混入していないか等の基準があります。

今年度の検査では、異物の量は比較的少なかったものの、乾電池・T字カミソリ・替刃・ラップの刃など、火災やけがにつながりかねない危険物が発見されました。

検査の結果、資源としての品質が低いと判断された場合には、リサイクル業者に引き渡すことができなくなります。今後ごみの適正な分別排出にご協力をお願いします。



▲検査で発見された乾電池・T字カミソリなどの危険物

減免世帯に“指定収集袋”を交付します

次の世帯に対し、令和2年度のごみの指定収集袋を交付します。該当する場合は申請してください。

交付日時

令和2年4月1日～令和3年3月31日の月曜～金曜日
午前8時30分～午後5時15分 [祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く]
※水曜日午後5時15分以降および土曜日は、交付できませんのでご注意ください。

交付場所

環境課ごみ対策係窓口 (市役所第二棟(郵便局側) 2階)
※4月中は混雑状況により、市役所1階北側玄関前(郵便局側入口)に臨時窓口を開設します。

減免対象

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当受給者(児童手当ではありません)
- ③特別児童扶養手当受給者
- ④遺族基礎年金受給者(条件がありますので、詳しくはごみ対策係にご確認ください)
- ⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑧市長が特別な理由があると認めた場合

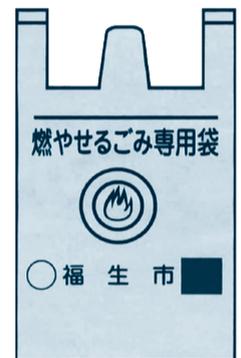
申請に必要なもの

◆証明書・証書等

- ①生活保護法適用証明書
- ②児童扶養手当証書
- ③特別児童扶養手当証書
- ④遺族基礎年金証書(環境課ごみ対策係にご確認ください)
- ⑤身体障害者手帳
- ⑥愛の手帳
- ⑦精神障害者保健福祉手帳

◆印鑑

- ※⑤、⑥、⑦のいずれかに該当する場合は、世帯全員の市民税が非課税であることの確認が必要なため、申請当日に交付できない場合があります。
※代理人が申請する場合は、上記のほか委任状と代理人の身分証明書も必要です。



交付人数

- ①の方 本人および証明書に記載されている人数分
- ②の方 該当の子(18歳到達年度の末日(3月31日)までの子)と親
- ③の方 該当の子(20歳未満の子)と親
- ④の方 該当の配偶者と子
- ⑤、⑥、⑦の方 該当の本人と同一世帯の親、または配偶者
※ただし、親と配偶者が共に同一世帯の場合は、配偶者を優先

交付枚数

交付枚数は交付人数ごとに決められています。交付枚数は1年分です。
ただし、4月中に申請した場合は1年分を交付しますが、年度の途中で申請した場合は月割りで交付しますので、あらかじめご了承ください。

- | | | | |
|--------|------------------------------------|-----|------|
| 【1人】 | 燃やせるごみの袋(水色) | (小) | 100枚 |
| | 燃やせないごみの袋(黄色) | (小) | 20枚 |
| 【2人】 | 燃やせるごみの袋(水色) | (中) | 100枚 |
| | 燃やせないごみの袋(黄色) | (中) | 20枚 |
| 【3人以上】 | 2人分の枚数に、人数が1人増えるごとに次の枚数を加算して交付します。 | | |
| | 燃やせるごみの袋(水色) | (中) | 50枚 |
| | 燃やせないごみの袋(黄色) | (中) | 10枚 |
| (例)3人 | 燃やせるごみの袋(水色) | (中) | 150枚 |
| | 燃やせないごみの袋(黄色) | (中) | 30枚 |

交付された指定収集袋
を持ち帰るための袋等は、
各自でご用意ください。
マイバック持参のご協
力をお願いします。



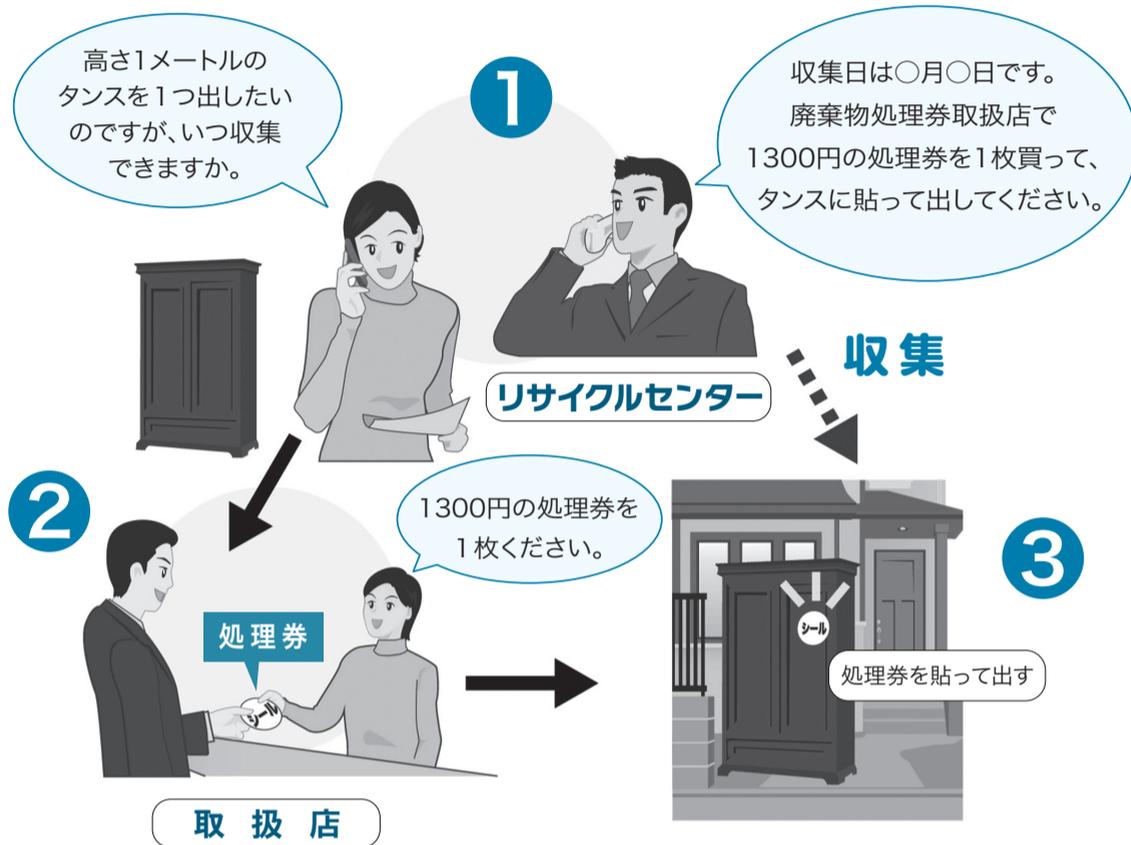
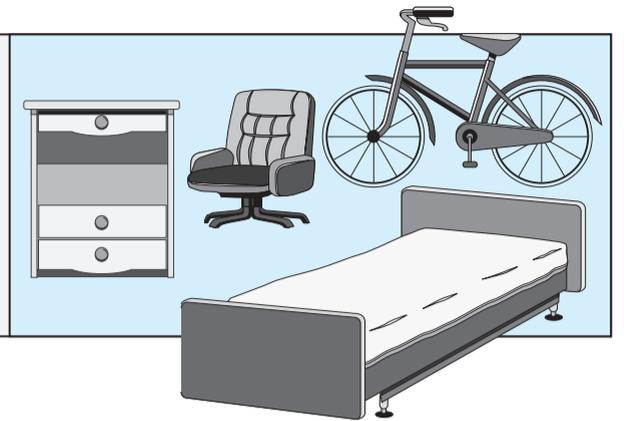
粗大ごみ (1辺が50センチメートル以上) の回収は リサイクルセンターへお申込みください

申込電話番号: ☎552-1621 または ☎551-9150

受付日時: 月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く)

午前8時30分から午後5時15分

※電話番号は、お掛け間違いのないようにお願いします。



【お申込み手順】

- ①リサイクルセンターに電話をして、粗大ごみとして出したい品物・大きさ・材質等を教えてください。回収日と金額をお伝えします。
- ②リサイクルセンターで金額を聞いてから、市内取扱店で廃棄物処理券を購入してください。
- ③品物に氏名を記入した処理券を貼り、回収日の朝8時30分までに敷地内入口付近の収集しやすい場所へ出してください。夕方までに順次回収していきます。

※回収日は、電話をした翌日以降の日 (土日・祝日・年末年始を除く) を指定できます。

※廃棄物処理券の市内取扱店は「ごみ・リサイクルカレンダー」21・22ページをご覧ください。

[手数料には減免制度があります]

減免制度の利用には、環境課ごみ対策係窓口での申請が必要です。減免対象、申請に必要なもの等については、2ページをご覧ください。

また、申請の際には、あらかじめリサイクルセンターにお申込みいただき、品物・回収日・金額のご確認をお願いします。

リサイクル品を販売しています。リサイクルプラザへお越しください!

リサイクルプラザでは、粗大ごみとして出されたものの中から再利用できる家具等を、シルバー人材センターの会員が修理・清掃を行い、リサイクル品として低価格で販売しています。

掘り出しものが多数ありますので、ぜひお越しください。

○販売日: 毎週水曜日・日曜日 午前9時から午後4時まで

※他の曜日でリサイクルセンターが開館している日は、自由に見学できます。

○場所: リサイクルプラザ (リサイクルセンター内)

福生市熊川1566-4

○問合せ: ☎552-1621 または ☎551-9150



▲プラザ内/リサイクル品の例

《会員のひと言》

『きっと欲しいものが見つかります。来て良かった! あって良かった!
安くて良かった! あなたとの出会いを待っています。』

食品ロス実態調査を実施しました!



るすのん (食品ロス削減国民運動ロゴマーク)

食品ロスの現状

日本では、まだ食べられるにもかかわらず捨てられる「食品ロス」が、年間643万トン発生しています。このうち、事業者からは352万トン、家庭からは291万トンの食品ロスが発生しています。(農林水産省 / 平成28年度推計)

福生市での「食品ロス」の発生状況を把握するため、環境省の支援を受け、家庭から排出された食品廃棄物の実態調査を実施しました。

食品廃棄物

食品ロス(可食部分)と不可食部分(野菜・果物の皮、肉・魚の骨等、調理の際に除去する部分)も含めて捨てられた食品

食品ロス(可食部分)

まだ食べられるにもかかわらず捨てられた食品

◆直接廃棄

賞味期限や消費期限が切れて、腐敗などにより捨てられたもの。

◆食べ残し

作りすぎや購入した総菜など、食べきれずに捨てられたもの。

◆過剰除去

厚くむきすぎた野菜や果物の皮など、調理の際に食べられる部分まで捨てられたもの。

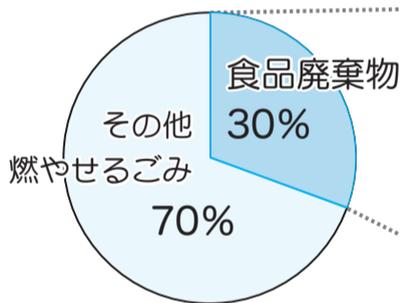
福生市における「食品ロス」の状況

手つかず食品を減らすためには…

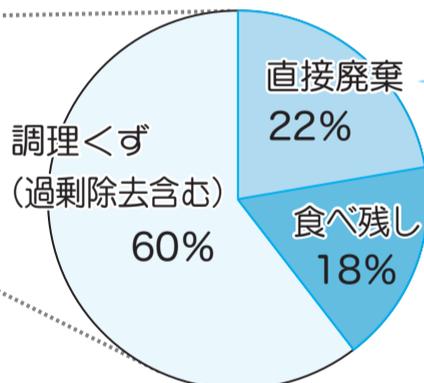
定期的に冷蔵庫の整理をしたり、買い物前に冷蔵庫の中身を確認することで、同じものの購入や期間近の食品を見つけることができます。

購入したにもかかわらず、手つかずのまま捨てられる食品を削減するために、私たちにできる身近なことから始めることが大切です。

燃やせるごみの割合



食品廃棄物の割合



40%



▲直接廃棄された食品

調査の結果、食品廃棄物に占める

食品ロス(直接廃棄と食べ残し)の割合は約40%でした。

また、直接廃棄された食品のうち、「手つかずのまま捨てられた食品(手つかず食品)」が約4分の3を占めていることが分かりました。

「もったいない」の気持ちを大切に、食品ロスを減らしましょう。

駅前喫煙所の環境整備について

「福生市清潔で美しいまちづくり条例」に基づく、路上禁煙区域内7か所の駅前喫煙所について、受動喫煙を生じさせない環境整備を図るため、厚生労働省から示された「屋外分煙施設の技術的留意事項」を踏まえた、現地の検証を行いました。

その結果をもとに、次のとおり環境整備の対応を実施します。

◆福生駅東口、牛浜駅東口、東福生駅西口 煙の拡散を防止するために、高さ2.5mのパーテーションを四方に設置します。

◆福生駅西口、牛浜駅西口 喫煙エリアを限定するためのエリア表示を行います。

◆東福生駅東口、熊川駅 令和2年3月31日(火)午後5時をもって喫煙所を撤去します。

❖工事等期間 令和2年3月末まで(予定)

今後も喫煙マナー向上のための更なる指導や、マナーアップキャンペーンを引き続き実施します。

喫煙者がマナーを守り、周囲への配慮を行うなど、たばこを吸う人、吸わない人、誰もが快適に暮らせる環境となるよう、ご協力をお願いします。